



「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きのご案内

現在交付している常総市国民健康保険「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。**8月1日以降有効の認定証が必要な方は、更新手続きが必要です。**

なお、70歳以上の方は手続きが不要な場合がありますので、お問い合わせください。

▶ **受付期間**：7月22日（月）～

8時30分～17時15分（土日・祝日を除く）

※認定証の発効期日は「申請月の初日」となります。前月にさかのぼって交付することはできませんので、早めの手続きをお願いします。

（例）8月1日から適用の認定証が必要な方

⇒ 8月30日（金）までに手続きしてください。

9月1日以降に、8月1日から適用の認定証は交付できません。

▶ **申請窓口**：㊦健康保険課または㊧暮らしの窓口課

▶ **持 物**：①国民健康保険被保険者証 ②世帯主の印かん（朱肉を使用するもの）

③マイナンバーがわかるもの

※別世帯の代理人による申請の場合は、委任状が必要です。

▶ **ご 注 意**：国民健康保険税の滞納がある場合や世帯内に所得未申告の方がいる場合は、認定証を交付できませんので、所得を申告のうえ手続きをお願いします。

◆お問い合わせ＝㊦健康保険課（内線1212）・㊧暮らしの窓口課（内線 8027）

年金豆知識

国民年金保険料 免除・納付猶予制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、申請をして承認されると保険料の納付が「免除」または「猶予」されます。令和6年度は、令和6年7月から令和7年6月までの期間となり、7月から申請が始まります。

※本人・配偶者・世帯主の前年所得額や扶養親族の人数などにより決まります。

▶ **提出書類**：①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（日本年金機構ホームページからダウンロードできます）

②退職（失業）された方は、そのことが確認できる「雇用保険受給資格者証」などの写し

▶ **申請方法**：**電子申請** マイナンバーカードを利用して、スマートフォンなどから電子申請が可能です。詳しくは、右上の二次元コードをご確認ください。

窓口・郵送 必要書類を㊦健康保険課または㊧暮らしの窓口課、下館年金事務所（郵送申請可：〒308-8520 筑西市菅谷1720）へご提出ください。



◆お問い合わせ＝㊦健康保険課（内線1230）・㊧暮らしの窓口課（内線8027）
下館年金事務所 ☎0296-25-0829
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165